

【別 紙】

様式1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人倭道会 吉村内科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県長門市東深川 1953 番地 1

(3) 設立認可年月日 平成元年 9 月 29 日

(4) 設立登記年月日 平成元年 11 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	吉村 晃	吉村内科管理者 医師
理 事	吉村 敦子	
同	吉村 悦子	
同	倭道 淳	
監 事	山崎 眞弘	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 倭道会 吉村内科	3511110433 /	山口県長門市東深川 1953 番地 1	0 床

(2) 当該会計年度内に社総会又は評議員会で議決又は同意した事

令和7年5月17日

令和6年度決算の決定

令和7年度事業計画及び収支予算案の承認

様式 2

法人名 医療法人俵道会 吉村内科
所在地 長門市東深川1953番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録

令和8年3月31日

1. 資 産 額 78,656 千円 /
2. 負 債 額 16,177 千円 /
3. 純 資 産 額 62,479 千円 /

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	36,288
B 固 定 資 産	42,368
C 資 産 合 計 (A+B)	78,656
D 負 債 合 計	16,177
E 純 資 産 (C-D)	62,479

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人佯道会 吉村内科
所在地 山口県長門市東深川1953番地1

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸借対照表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	36,287	I 流 動 負 債	1,635
II 固 定 資 産	42,368	II 固 定 負 債	14,541
1 有 形 固 定 資 産	30,293	負 債 合 計	16,177
2 無 形 固 定 資 産	543	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11,532	科 目	金 額
		I 基 金	17,478
		II 積 立 金	45,000
		純 資 産 合 計	62,479
資 産 合 計	78,656	負 債 ・ 純 資 産 合 計	78,656

様式4-2

法人名 医療法人倭道会 吉村内科
所在地 山口県長門市東深川1953番地1

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
1 事業収益		71,590
2 事業費用		70,696
	事業利益	894
II 事業外収益		740
III 事業外費用		121
	経常利益	1,512
	税引前当期利益	1,512
	法人税等	410
	当期利益	1,102

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人倭道会 吉村内科
理事長 吉村 晃 殿

私は、医療法人倭道会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されていると認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 5 月 17 日

医療法人倭道会 吉村内科

監事 山崎 眞弘

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。